

議案第52号

大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市都市公園条例の一部を改正する条例
大田原市都市公園条例（昭和52年条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
目次 第3章 都市公園の管理（第5条－ <u>第21条</u> ） 第4章 雑則（ <u>第22条</u> － <u>第25条</u> ） 第5章 罰則（ <u>第26条</u> ・ <u>第27条</u> ） （趣旨） 第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）に定めるもののほか、大田原市都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に <u>関し</u> 必要な事項を定めるものとする。 （ <u> </u> 定義）	目次 第3章 都市公園の管理（第5条－ <u>第16条</u> ） 第4章 雑則（ <u>第17条</u> － <u>第20条</u> ） 第5章 罰則（ <u>第21条</u> ・ <u>第22条</u> ） （目的） 第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）に定めるもののほか、大田原市都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に <u>つき</u> 必要な事項を定めるものとする。 （ <u>用語の</u> 定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(行為の制限)

第5条 都市公園において、次_____に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) (略)

(2) 業として写真又は映画の撮影を行うこと。

(3)～(5) (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3～5 (略)

(行為の禁止)

第7条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1)～(7) (略)

(8) モーター、エンジン類が取り付けてある遊具等を持ち込むこと。

(9) 整備不完全な遊具等を持ち込むこと。

(10) (略)

(有料公園施設)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(行為の制限)

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3～5 (略)

(行為の禁止)

第7条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1)～(7) (略)

(8) モーター、エンジン類の取付けてある遊具等を持ち込むこと。

(9) 整備不完全な遊具等を持ち込むこと。

(10) (略)

(有料公園施設)

第9条 (略)

2 有料公園施設を使用しようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

3 _____有料公園施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(無料公園施設)

第10条 (略)

2 (略)

3 _____無料公園施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第11条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア～エ (略)

オ その他市長が指示する事項

(3) (略)

2 (略)

(占用許可の軽易な変更)

第12条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更は、次_____に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(使用料)

第9条 (略)

2 有料公園施設を使用しようとする者は、別に定めるところにより市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。

3 市長は、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

(無料公園施設)

第10条 (略)

2 (略)

3 市長は、無料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第11条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア～エ (略)

オ その他市長の指示する事項

(3) (略)

2 (略)

(占用許可の軽易な変更)

第12条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(使用料)

第13条 (略)

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次_____に掲げる場合であって、市長が相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 都市公園の維持管理上又は公益上の理由により許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰さない理由で使用することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上又は経済上の理由により特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反している者

(2)・(3) (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、

第13条 (略)

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合で市長が相当の事由があるものと認めるときは、この限りでない。

(1) 都市公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取消したとき。

(2) 使用者の責に帰さない理由で使用することができないとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上又は経済上の理由により特に必要があるものと認めたときは、使用料を減免することができる。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2)・(3) (略)

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条

この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置をとることができる。

(1)～(3) (略)

(原状回復又は損害賠償)

第16条 都市公園の利用者は、その利用により、建物、器具その他物件を破損又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ただし、利用者の責めに帰さない場合その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、利用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないとき又は履行が不完全なときは、利用者に代わりこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第17条 法第27条第5項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等（都市公園に存する工作物その他の物件又は施設をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還す

例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置をとることができる。

(1)～(3) (略)

(原状回復又は損害賠償)

第16条 都市公園の利用者は、その利用により、建物又は器具その他の物件を破損又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は損害賠償をしなければならない。利用者がこれを履行しないとき、また履行が不完全で市長が代ってこれを行ったときは、その費用を徴することができる。ただし、利用者の責に帰さない場合その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

るために必要な事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

(新設)

第18条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、大田原市公告式条例（昭和29年条例第2号）第2条第2項の別表に掲げる掲示場に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重であると認められるものについては、同号の期間が満了してもその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市ホームページ等に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法により公示を行うとともに、保管した工作物等の一覧簿を備え付け、及び閲覧に供するものとする。

(工作物等の価額の評価方法)

(新設)

第19条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の方法)

(新設)

第20条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の

売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手續)

第21条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金（同条第8項の規定により売却に要した費用を除く。）を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第22条 (略)

(届出)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) (略)
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止するとき。
- (3) (略)
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により_____必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(新設)

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 (略)

(届出)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) (略)
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。
- (3) (略)
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地又は物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 第15条第1項又は第2項の規定により _____ 必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第24条 (略)

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、 _____ 規則で定める。

(過料)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、5万円以下の過料を科することができる。

(1)~(3) (略)

(4) 第22条の規定に違反した者

2 (略)

第27条 (略)

別表第4 (第13条関係)

1 公園施設を設置する場合

公園施設の種類	金額
施設の種類を問わず	その都度定める。

2 公園を占用する場合

占用物の種類	金額
鉄塔、電柱、支線、支柱、架空	その都度定める。

(5) 都市公園を構成する土地、物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 第15条第1項又は第2項の規定により 同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第19条 (略)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(過料)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、5万円以下の過料を科することができる。

(1)~(3) (略)

(4) 第17条の規定に違反した者

2 (略)

第22条 (略)

別表第4 (第13条関係)

1 公園施設を設置する場合

公園施設の種類	単位	金額
施設の種類を問わず		その都度定める。

2 公園を占用する場合

占用物の種類	単位	金額
鉄塔、電柱、支線、支柱、架空		その都度定める。

線、地下埋設物等		
3 第5条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料		
行為の種類	単位	金額
物品の販売等敷地を 臨時占用する行為	1平方メー トル___	日額 40円
業として行う写真の 撮影		日額 500円
業として行う映画の 撮影		日額 1,000円
興行の開催	1平方メー トル___	日額 40円
競技会、展示会、博 覧会、集会その他こ れらに類する行為	1平方メー トル___	営利を目的とするもの 日額 40円
		営利を目的としないもの 日額 10円

線、地下埋設物等		
3 第5条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料		
行為の種類	単位	金額
物品の販売等敷地を 臨時占用する行為	1平方メー トル1日	___ 40円
(新設)		
(新設)		
興業を行うとき。	1平方メー トル1日	___ 40円
競技会、展示会、博 覧会、集会等その他 これらに類する行為	1平方メー トル1日	営利を目的とする場合 ___ 40円
		営利を目的としない場合 ___ 10円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。